

## 厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 入院基本料に関する事項

当院では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

- ・朝8：30～夕方17：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、10名以内です。
- ・夕方17：30～朝8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、20名以内です。

### 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、 栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。